## 第8期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる評価(最終評価・最終報告)

## 2.【隠岐広域連合】

|                 | (1)取組と目標  |  |   |   | (2)自己評価  |  |   |              |
|-----------------|---|--|---|---|--|--|---|--------------|
| テーマ             | 現状と課題   | 第8期における具体的な取組  | 目標(事業内容・指標等)  | 計画における参照箇所  | 実施内容   | 自己評価結果   | 課題と対応策  | 」運営協議会<br>評価 |
| 1.官民協働体制の構築     | 「隠岐圏域地域包括ケアシステムの推進に係る提案書」を発行し、関係機関へ広く提案した。また、専門学校等との協定を継続し、人材確保事業に取り組んでいる。 意見交換会やヒアリングを行い、事業所が抱える人材確保等の課題抽出や情報共有を図っている。一方で、告報社との連携強化を図る必要があり、隠岐圏域が一体となった事業推進体制の構築が必要。 | 推進委員会の開催<br>②事業所意見交換会及び個別ヒア<br>リングの開催<br>③介護人材ストック事業 | ①-1 3回/年<br>①-2 町村担当者会議<br>②-1 意見交換会4回/年<br>(構成町村各1回)<br>②-2 個別ヒアリング22ヶ所/年<br>↓<br>個別ヒアリング23ヶ所/年<br>③ 2ヶ所/年 | 第8章 介護人材の確保及び介護<br>給付の適正化<br>第1節 地域包括ケアシステムを支<br>える人材の確保<br>1.官民協働体制の構築<br>87・88ページ | 築の推進に係る研修会R3:9月、<br>R4:11月開催<br>①-2町村担当者会議R4:3回、R5:5<br>回開催<br>②-1意見交換会は、新型コロナの<br>状況もあり、R3:未実施、R4:未実<br>施、R5:2回開催<br>②-2個別ヒアリングR3:23/23事業     | 概ね事業計画通り。<br>①計画通りに実施できている。特に<br>人材確保事業の今後の方針等について委員会や担当者会議を通して<br>協議を重ねた。<br>②必要に応じて事業所の訪問や<br>web会議を用いたヒアリングを行った。新型コロナの関係で中止が続いていた事業所との意見交換も令和5年度に2回行い、今後の事業展開の参考とした。<br>③ふれあい五箇においては募集人員を満たした。一方愛宕会ではまだ   | へ移行する。ストック事業に限らず、<br>生活支援コーディネーターが中心と<br>なり、地域の互助機能を醸成できる   |              |
| 2.介護職員に限らない人材確保 | 無料職業紹介事業所として事業所の求人求職相談窓口を設置しているが、相談がなく就労につながっていない。<br>知夫村で介護に関する入門的研修を実施。就労意向のある修了者がいなかったため就労には至らなかった。<br>隠岐の島町五箇地区を対象に介護人材ストック事業をモデル的に導入した。                          | ②介護に関する入門的研修   | 広域連合HPに掲載。また、<br>Facebookの活用。<br>②2回/年  | 給付の適正化<br>第1節 地域包括ケアシステムを支<br>える人材の確保<br>2.介護職員に限らない人材確保                            | ②R3:未実施、R4:隠岐の島町五箇地区7月実施、R5:西ノ島町9月実施、海土町2月実施(町独自企画)。<br>④資料設置のみで対応R3:2回(6月5日、9月3日、4日)R4:3回(4月23日、5月28日、9月10日)、R5:2回(8月5日、9日)、事業所PRブックの配布(135部) | 概ね事業計画通り。<br>①求人情報は定期的に更新されてはいるが、求職相談がほとんどない。HPやSNSなどの更新を定期的に行い、広報活動に努めた。海士町が実施している介護人材養成校との交流事業を隠岐4町村へ拡大するために、事業者にニーズ調査を行い、R6の実施に向けて企画検討を行った。<br>②R3年度延期となった入門的研修については、教員講習会修了者が初めて講師として参加した。R5年度 初めてR4年度開催し、教員講習会修了者が初めて講師として参加した。R5年度 も同様に教員講習会修了者が講面として参加。海士町は町独自の企画 | より効果的な取り組みの展開を目指し、人材確保事業の整理を行い、無料職業紹介事業についてはR5で終了する。一方で海士町が実施している介護人材養成校との交流事業を圏域全体で取り組むこととし、R6の実施に向けて調整を進めている。併せて外国人労働者の受入れに関しても推進していく。また、人材確保を進める一方で、業務効率化や生産性向上の取組も事業所のニーズを把握しながら推 |              |

| (1)取組と目標           |   |               |   | (2)自己評価  |   |   |  |          |
|--------------------|---|---------------|---|--|---|---|--|----------|
| テーマ                | 現状と課題   | 第8期における具体的な取組 | 目標(事業内容・指標等)  | 計画における参照箇所   | 実施内容  | 自己評価結果  | 課題と対応策   | 運営協議会 評価 |
| 3.介護人材の離職防止及び育成の推進 | 介護福祉士実務者研修教員講習会を実施し、地元指導者の養成を行っている。しかし、受講ハードルが高く、受講生が集まりにくい。<br>介護福祉士実務者研修は専門学校等が引き続き実施している。今後も専門学校等と連携し、事業所のニーズに合わせた研修を実施する。 | 習会            | ①15人/年<br>②1回/年   | 第8章 介護人材の確保及び介護<br>給付の適正化<br>第1節 地域包括ケアシステムを支<br>える人材の確保<br>3.介護人材の離職防止及び育成の<br>推進<br>91・92ページ | 指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される管理者研修等  | る。圏域全体で15名の養成ができた。 ②実務者研修はR3:隠岐の島町、R4:海士町、R5:隠岐の島町で開催。各種研修のオンライン化や隠岐圏域内での実施に向けた協議を継続して行っている。(R6年度に介護支援専門員研修(専門研修II)がオンライン化予定。)また、教員講習会修了者がR4の実務者研修に補助的な役割で参加。R6の実務者研修への講師派遣や修了者へのフォロー | で、研修へ職員を派遣するという行為自体が難しい状況である。<br>各種研修のオンライン化や隠岐圏域内での実施に向けた協議では、前向きに検討いただいているものの県の委託先との調整などに時間が掛かっている。<br>【対応策】<br>一定数の教員養成ができたため、教員講習会の開催頻度を減らす。<br>一方で教員講習会修了者がさらに活躍できるようにフォローアップ研修を行う。R6の実務者研修には修了者の派遣を行うことで隠岐圏域で実務者研修が継続できるように支援す | A        |
| 4.福祉教育の推進          | 県社協や町社協と協働し、高等学校向けの福祉教育プログラムである福祉ガイダンスや中学校向けの介護の基礎的講座を企画。各学校の要望に合わせて実施している。引き続き介護の本質を理解してもらえるよう関係機関と連携していく必要がある。              | ①福祉ガイダンス      | ①-1 福祉ガイダンス2ヶ所/年<br>①-2 介護の基礎的講座4か所/年<br>①-3 介護の職場体験事業2ヶ所/<br>年 | 第8章 介護人材の確保及び介護<br>給付の適正化<br>第1節 地域包括ケアシステムを支<br>える人材の確保<br>4.福祉教育の推進<br>93・94ページ              | ブック、パンフレット配布<br>①-2介護の基礎的講座R3:隠岐の<br>島町内4校、R4:隠岐の島町内4校、<br>R5:隠岐の島町内4校<br>①-3介護の職場体験事業R5:隠岐<br>の島町において社協が中心となり希 | ①-3施設見学などの入り口として社協が福祉教育を実施。   | る生徒が多い中で効果的な取り組みとなっていない。<br>【対応策】<br>教育段階に応じた福祉教育の仕<br>組みを確立することで、福祉の魅力  |          |

| (1)取組と目標    |   |                |  |   | (2)自己評価   |   |                                     | 運営協議会 |
|-------------|---|----------------|--|---|---|---|-------------------------------------|-------|
| テーマ         | 現状と課題   | 第8期における具体的な取組  | 目標(事業内容・指標等)   | 計画における参照箇所  | 実施内容  | 自己評価結果  | 課題と対応策                              | 評価    |
| 5.要介護認定の適正化 | 認定調査及び介護認定審査会における要介護(要支援)度判定の平準化に努め、研修や合議体の再編成を行っている。審査内容に差が生まれないよう引き続き実施する必要がある。 | ③介護認定審査会委員及び認定 | ①認定調査結果の全件点検<br>1,800件/年<br>②2回/年<br>③認定審査会委員研修 1回/年<br>認定調査員研修 1回/年 | 第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化第2節介護給付適正化の取り組み 2. 要介護認定の適正化104ページ | ①認定語書やマニュアルとの差異が感じられた完異が感じられた。<br>R3 認定件数:1,442件/年<br>R4 認定件数:1,423件/年<br>R5 認議性の。<br>R3:4月・10月実施<br>R3:4月・10月実施<br>R3:4月・10月実施<br>R3:4月・10月実施<br>R5:4月を強力の表別をを4月に実施。(参加者2名)<br>R4:認定審査会委員の新任研修を4月に実施(参加者2名)<br>R5:認定後後3名・新任研修を4月に実施(参加者2名)<br>R5:認定後後3名・新任研修を4月に実施。(参加者17名)<br>R5:認定の書面を17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者17名)<br>R5:認定に参加者24名)<br>R4:認に対した。(参加者24名)<br>R4:認に対していた。<br>日本13月日により参加者32名)<br>R5:認定の一にたりまからないのでは、1日のより<br>アクトに対していた。<br>日本13月日にかけ動き加者58名)<br>R5:認定の一にた。<br>日本13月日によりまからないのでは、1日のより<br>アクトにも関集とのののには、1日のより<br>アクトにも関集とのののには、1日のより<br>アクトにも関集とのののには、1日のより<br>アクトにも関集を10月1日<br>マ10月31日によりまかけ動き加者58名) | ①全件点検を行い、マニュアル等との差異について認定調査員へ確認し必要な場合は審査会へ報告した。認定有効期間延長のため計画値より認定件数が減っている。②合議体の編成を2回実施した。 ③研修は事業計画通りに実施できた。 | ②合議体の再編成、年2回を継続。<br>③新任研修については、依頼に応 | A     |

| (1)取組と目標               |  |  |   |   | (2)自己評価   |  |  |             |
|------------------------|--|--|---|---|---|--|--|-------------|
| テーマ                    | 現状と課題  | 第8期における具体的な取組                          | 目標(事業内容・指標等)  | 計画における参照箇所  | 実施内容  | 自己評価結果   | 課題と対応策   | 運営協議会<br>評価 |
|                        | のため、隠岐地域介護支援専門員  | ①ケアマネジメントに関する研修会の開催<br>の開催<br>②ケアプラン点検 | ①1回/年<br>②R3:115件/年⇒54件<br>R4:154件/年⇒78件<br>R5:115件/年⇒75件 | 第8章 介護人材の確保及び介護<br>給付の適正化<br>第2節介護給付適正化の取り組み<br>3. ケアプラン点検の実施<br>105ページ | 対象としたケアプラン点検研修会を<br>実施(令和3年11月実施)。<br>令和4年度:新型コロナウイルス感<br>染症感染拡大防止のため、研修会<br>は開催せず、代わりに「適切なケア<br>マネジメント手法実践セミナー」(動<br>画配信)受講に関する案内を行っ<br>た。               | 研修会については新型コロナウイルス感染症感染状況を考慮しながら<br>研修等の実施に努めた。 | ①研修会については、ケアマネ協会と共催開催を継続することで、資質と専門性の向上を図っていく。<br>②プラン点検については、ケアマネ協会への委託を継続し、引き続き連携を図っていく。また、点検にあたっては、給付適正化システムから出力される帳票の活用を進めていく。 |             |
| 6.ケアプラン点検の実施           |  |  |   |   | 令和5年度:小規模多機能型事業<br>所を対象としたライフサポートプラン<br>に関する研修会を実施(令和6年2<br>月実施)。<br>②委託によりケアプランの点検を実施。<br>令和3年度:51件<br>令和4年度:87件<br>令和5年度:72件<br>※実施予定事業所の廃止に伴い目標件数より3件減 |  |  | A           |
|                        | 状態及び住環境から、必要性・妥当<br>性等を点検及び審査。施工後には<br>事前申請と相違ないことを点検及び                    | ①住宅改修の点検<br>②福祉用具の点検                   | ①施工前 写真での点検120件<br>訪問点検2件<br>施工後 写真での点検120件<br>訪問点検1件     | 第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化第2節介護給付適正化の取り組み4,住宅改修・福祉用具等に関する                    |   |  | 住宅改修及び福祉用具購入・貸与<br>について、適正な支給につながるよ<br>う、必要に応じた電話確認や現地確<br>認、制度理解の周知を継続してい   |             |
| 7.住宅改修・福祉用具等に関する審査の適正化 | 審査。福祉用具購入、貸与については、必要性や貸与要件に合致しているか点検及び審査している。引き続き実施する。                     |  | ②購入 提出書類での点検120件<br>訪問点検1件<br>貸与 確認依頼書での点検35件<br>訪問点検1件   | 審査の適正化 106ページ・107ページ  | ①住宅改修 R3:施工前 写真点檢114件 訪問点檢1件 施工後 写真点檢118件 R4:施工前 写真点檢104件 訪問点檢1件  |  |  | A           |
|                        | 国保連への委託により実施しており、保険者による実施は年1回のみとなった。引き続き国保連へ業務委託し、定期的な活用を行い、介護給付の適正化につなげる。 |  | ② 2回/年  | 第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化第2節介護給付適正化の取り組み5.縦覧点検・医療情報との突合108ページ               | ②縦覧点検関連帳票の6帳票全ての点検を年1回実施。<br>R5年度:1回実施。<br>また、実地指導前の参考として帳票を活用。   | 自己評価:【A】<br>概ね事業計画通りに実施できた。                    | 国保連への委託を継続し、保険者による帳票の活用は計画的に実施していく。  | A           |

| (1)取組と目標                        |   |                |  |  | (2)自己評価  |                           |  |             |
|---------------------------------|---|----------------|--|--|--|---------------------------|--|-------------|
| テーマ                             | 現状と課題   | 第8期における具体的な取組  | 目標(事業内容・指標等)   | 計画における参照箇所   | 実施内容   | 自己評価結果                    | 課題と対応策   | 運営協議会<br>評価 |
| 9.介護給付費通知                       | サービスを受ける利用者に対して<br>通知を行い、適切なサービス利用に<br>対する自覚を促すことで、事業者に<br>よる不正請求等の防止に努めてい<br>る。引き続き実施する。             | ①給付費通知の送付<br>- | ①2回/年  | 第2節介護給付適正化の取り組み<br>6.介護給付費通知<br>109ページ   | ①介護給付費通知書に説明文書を<br>同封し通知した。<br>令和3年度:7月、12月<br>令和4年度:7月、12月<br>令和5年度:7月、12月  | 自己評価:【A】<br>事業計画通りに実施できた。 | 今後も継続して年2回発送する。  | A           |
| 10.地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の質の向上 | 実地指導、集団指導並びに研修<br>会を開催し成果も見られている。今<br>後も継続して実施することで、算定<br>要件が複雑な加算や制度改正等に<br>ついて理解を深めていただくよう支<br>援する。 | ②集団指導<br>③研修会  | ① 令和3年度 5事業所/年<br>令和4年度 5事業所/年<br>→ 8事業所/年<br>令和5年度 6事業所/年<br>→ 4事業所/年<br>② 1回/年<br>③ 1回/年 | 第8章 介護人材の確保及び介護<br>給付の適正化<br>第2節介護給付適正化の取り組み<br>7.地域密着型サービス事業者及び<br>居宅介護支援事業者の質の向上<br>110ページ | ①運営指導はR3年度に5事業所、R4年度に8事業所 R5年度:3事業所実施済 ②R3年度:新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、ホームページでの資料配布(R4年3月) R4年度:オンライン開催(R5年3月) R5年度:R6年3月実施済 ③令和3年度は11月に小規模多機能型事業所を対象としたライフ・シートプランに関したができる、シートプランに関したができる。今和4年度は新型コナウイルス感染症拡大防止の観点より、研修会は行わず、「適正化の手引き」を事業所に配布した。令和5年度は7月に隠岐の島町社協と共催で福祉サービス職員研修会を、また2月には隠岐地域介護支援専門員協会との共働で、小規模多機能型事業所に、サオプーンの作成の流れとその活用方法についての研修会を実施した。 | 事業計画通りに実施できた。             | 取得要件が複雑な加算や制度改正<br>等について、運営指導や集団指<br>導、研修会を通じて理解を深めてい<br>ただき、事業者の質の向上、適正な<br>運用に務める。 |             |

## 【評価の基準】

A・・・概ね事業計画通りの事業が達成出来ている。(目安:目標の80%以上) B・・・一部事業計画通りの事業が達成出来ていない。(目安:目標の50%~80%) C・・・ほとんど事業計画通りの事業が達成出来ていない。(目安:目標の50%以下) ※新型コロナウイルスにより未実施となっているものは評価からは除外